

## 議事（2） 函館市医療・介護連携支援センターについて

## ア 体制について

- (ア) 職員配置 平成28年10月1日から
- (イ) 配置場所 函館市医師会病院（医療・介護連携支援センター設置予定場所）
- (ウ) 職員体制
- |             |     |
|-------------|-----|
| 看護師         | 1名  |
| 医療ソーシャルワーカー | 2名  |
| 事務          | 1名  |
|             | 計4名 |

## イ 平成29年4月の稼働開始に向けた準備行為の内容について

協議会および協議会のもとに設置されている各種部会・分科会に参画し、医療・介護関係者の連携に必要な具体的な仕組みやルール作りを行い、センター稼働開始後の各種相談に対応するための下地・基礎を形成する。

（参考：以下の6項目のセンター業務に関する準備行為）

## ① 医療・介護連携に関する相談支援

（準備行為）

医療・介護連携に関する課題の把握およびその解決策を検討するなどの準備を進めるとともに、各種相談へのコーディネートを円滑に進めるため、関係多職種および関係機関との「顔の見える関係」作りを行う。

## ② 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築

（準備行為）

退院支援・日常の療養支援・急変時の対応・看取りなどの様々な局面に関わり、協議会および部会・分科会の協議に参画し、医療・介護関係者と協働し連携支援の基本となる各種の仕組みやルール作りを行う。

## ③ 地域の医療・介護の資源の把握

（準備行為）

在宅医療および介護に関する事業所ならびにそのサービス内容などの情報を把握し、その情報をリスト化およびマップ化する。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

(準備行為)

協議会および部会・分科会の協議に参画し、医療・介護関係者と協働し連携に必要な情報共有ツールを作成する。

⑤ 医療・介護関係者の研修

(準備行為)

協議会および部会・分科会の協議に参画し、医療・介護関係者など関係多職種相互理解や連携強化を図るため、研修を実施する。

⑥ 市民への普及啓発

(準備行為)

在宅医療や介護サービスの連携の仕組みやルールについての、市民への普及啓発活動に向け、高齢者大学や「ふらっとD a i m o n」などの高齢者が参集する様々な場や機会の把握に努める。